

令和3年度「会計年度任用職員」募集要項

1	募集職種	地域包括支援センター相談員(パートタイム)
2	採用予定人数	1人
3	任用期間	令和3年10月1日から令和4年3月31日まで ※採用後1箇月間は、条件付採用期間とする。 ※勤務実績等に基づく再度の任用の可能性あり。ただし、公募によらない再度の任用は、2回まで。
4	職務内容	・総合相談支援業務 ・高齢者の実態把握業務 ・その他、所属長が指示する業務
5	免許・資格・経験	・社会福祉士、社会福祉主事任用資格、介護支援専門員、介護福祉士、看護師、保健師、介護職員初任者研修修了者(旧ヘルパー2級以上) または、行政で福祉分野の相談支援業務に経験のある人、のいずれか。相談業務の経験のある人が望ましい。 ・パソコン操作経験(ワード、エクセル) ・普通自動車運転免許(AT限定可) ※地方公務員法第16条に定める以下の欠格条項に該当しないこと ①禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 ②東近江市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 ③日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
6	募集対象年齢	不問
7	勤務場所	長寿福祉課(地域包括支援センター)又は支所 ※本館 1階 又は支所
8	勤務日、勤務時間	月曜から金曜まで(祝日を除く) 9時15分 から 17時15分 まで ※7時間勤務、60分休憩
9	パートタイム会計年度任用職員の場合:報酬、手当 ※翌月21日払い(週休日の場合は前日)	・報酬 1,086円～1,305円/時間(参考月額…月に20日勤務した場合 152,040円～182,700円) ・通勤手当(費用弁償)…本市規則に基づき支給(上限55,000円/月) ※自家用車で通勤する場合、指定する駐車場あり。通勤距離2km未満は駐車場利用不可。 ・時間外手当…本市規則に基づき支給 ・期末手当…本市規則に基づき支給 (任期の定めが6箇月以上かつ1週間の勤務時間が15時間30分以上の者で、基準日に在職している場合に支給)
10	年次有給休暇	本市規則により一会計年度ごとに在職年数と勤務期間に応じて付与 (令和3年10月1日から新規任用の場合:7日付与)
11	加入保険	社会保険・雇用保険 勤務中の災害は、市の公務災害補償等に関する条例による
12	服務	地方公務員法に規定する服務及び懲戒の対象となります
13	選考日、場所	随時実施(申し込みがあり次第、順次実施します) 東近江市役所 本館又は新館 会議室
14	選考の方法	・面接(集団の場合あり)
15	選考当日の持ち物	①履歴書(写真添付のこと)、②ハローワークの紹介状(ある人のみ) ③資格や免許の写し、④運転免許証の写し
16	結果の通知	選考日より7日後を目途に郵送で通知します (電話での問合せには、お答えできません)
17	受験申し込み	ハローワーク又は長寿福祉課にお申込みください(電話による応募可) (土日・祝日を除く 9時から17時までの間)
18	問合せ先	東近江市役所 健康福祉部 長寿福祉課 電話 0748-24-5678 FAX 0748-24-1052 I P 050-5801-5678